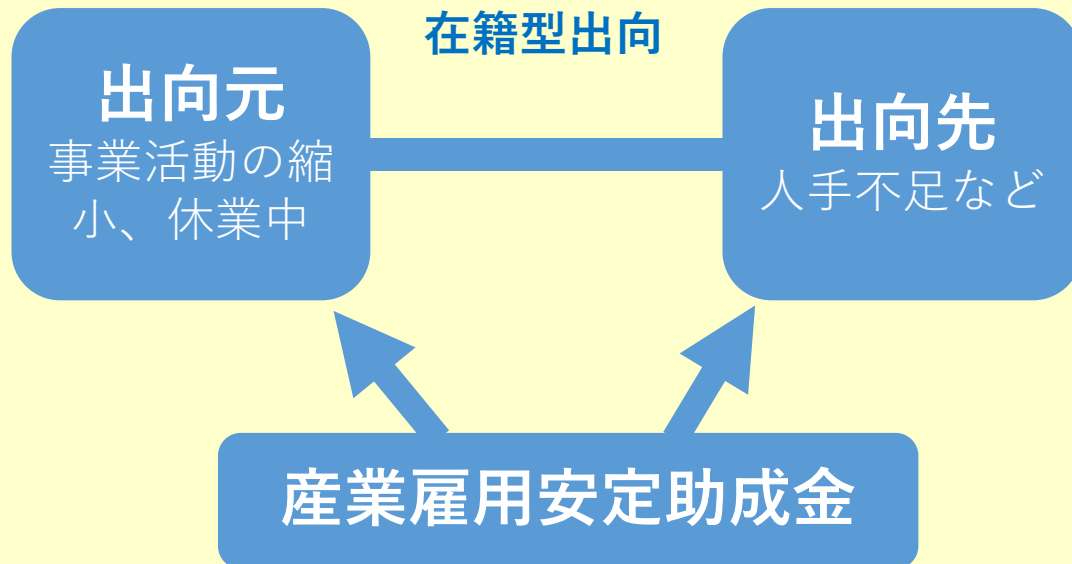


産業雇用安定助成金のすすめ

参考2

～産業雇用安定助成金ガイドブック 簡易版～



のコラボで企業間で支え合い

(産業雇用安定助成金とは？)

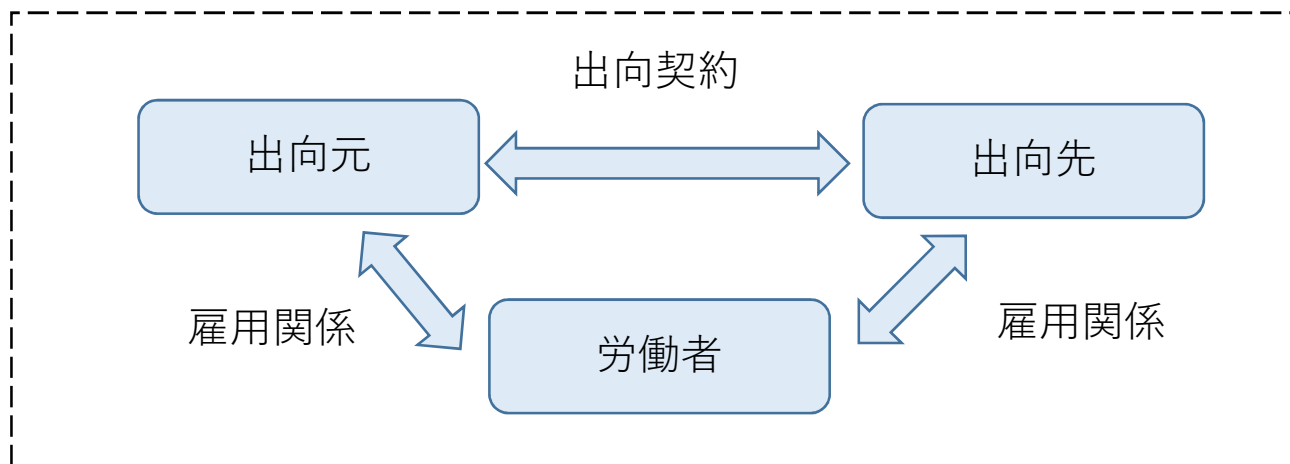
- ・新型コロナウイルスの影響で事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、在籍型出向により労働者の雇用を維持する場合に、出向元・出向先の双方の事業主に対して経費の助成を行う助成金です。
- ・労働者の方に一時的に他社で働いていただくことで、人手不足の他社の労働力確保にも貢献できる、企業間の支え合いを支援する制度です。

(注) 助成金の対象となる出向には、あくまでも労働者の方の同意が必要なのでご注意ください。

コロナ禍での新しい雇用維持の方法として、ぜひ一度ご検討ください

(はじめに) 在籍型出向とは

在籍型出向とは、出向元企業と出向先企業との間の出向契約によって、労働者が出向元企業と出向先企業の双方から雇用され、一定期間継続して勤務することをいいます。



感染症の影響を受けた企業の活用例

電子部品製造業（送出企業）

海外企業とのビジネスを開拓し、工場増設の投資を行い人材の新規採用を行ったが、工場の稼働直前で、コロナの感染拡大が始まりビジネスが中断。人材を一時帰休させざるを得なくなり、出向先を探していた。

<企業規模：100人～200人>

出向期間6ヶ月
出向労働者15名

半導体製造業（受入企業）

コロナ禍であったが、需要の急な回復により、経験者による増員が必要となり、半導体製造に適した経験者を探していた。増産対応のための一時的な増員として、出向での受け入れを希望。

<企業規模：500人以上>

リゾートホテル（送出企業）

インバウンドの現象により宿泊客が減少しており雇用過剰の状況。これを機にレストラン部門の調理人を新たな分野での技術習得など人材育成ができるような形で出向させたい。

<企業規模：100人～200人>

出向期間6ヶ月
出向労働者2名

レストラン（受入企業）

食肉加工の直営レストランを経営している。調理人を正社員として採用したいと考えていたが、産業雇用安定センターの進めもあり、同じ地域の企業のお役に立つことを意識して出向受入に切り替えることとした。

<企業規模：30人～40人>

在籍型出向に関する相談については、公益財団法人産業雇用安定センター大分事務所までご相談ください（連絡先：6ページ）

1 助成対象となる事業主

主な要件は以下のとおりです。 出向元・出向先がそれぞれ要件を満たす必要があります。

	出向元	出向先
雇用保険	雇用保険に加入していること	
生産量要件	新型コロナウイルス感染症の影響により、売上高や生産量等が一定程度減少している	
独立性	出向元事業主と出向先事業主が、資本的・経済的・組織的関連性などから見て独立性が認められる	
他の助成金の支給	他の事業所から出向者を受け入れ、助成金を受けようとしていない。	自己を出向元として、助成金を受けようとしていない。
解雇要件	—	出向労働者の受け入れに際して、雇用する被保険者を解雇していない
雇用量要件	—	雇用保険被保険者数及び受入れ派遣労働者数による雇用指標が一定程度減少していない。

2 助成率・助成額

出向中の出向運営経費（出向元・出向先双方が負担する賃金など）に加えて、出向の成立に要した初期経費を助成します。

① 出向運営経費（賃金・教育訓練、労務管理など、出向中に要する経費）

	中小企業	中小企業以外
出向元が労働者の解雇などを行っていない場合	9/10	3/4
出向元が労働者の解雇などを行っている場合	4/5	2/3
上限額(出向元・先の計)	12,000円/日	

(※賃金についての留意事項)

- ・ 出向中の賃金は、出向前の賃金に相当する額であることが必要
具体的には、85%～115%の範囲内
- ・ 出向中の賃金が出向前の賃金を上回る場合は、出向前の賃金が助成対象
- ・ 臨時に支払われた賃金および3ヶ月を越える期間ごとに支払われる賃金は助成対象外

② 出向初期経費（就業規則・備品の整備など、出向の成立に要した経費）

	出向元	出向先
助成額	各10万円/1人当たり(定額)	
加算額(*)	各5万円/1人当たり(定額)	

出向元事業主が雇用過剰業種の企業（※）や生産性指標要件が一定程度悪化した企業である場合、出向先事業主が異業種から受け入れる場合は、助成額の加算を行います。

(※) 運輸業、郵便業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業
娯楽業

3 助成期間

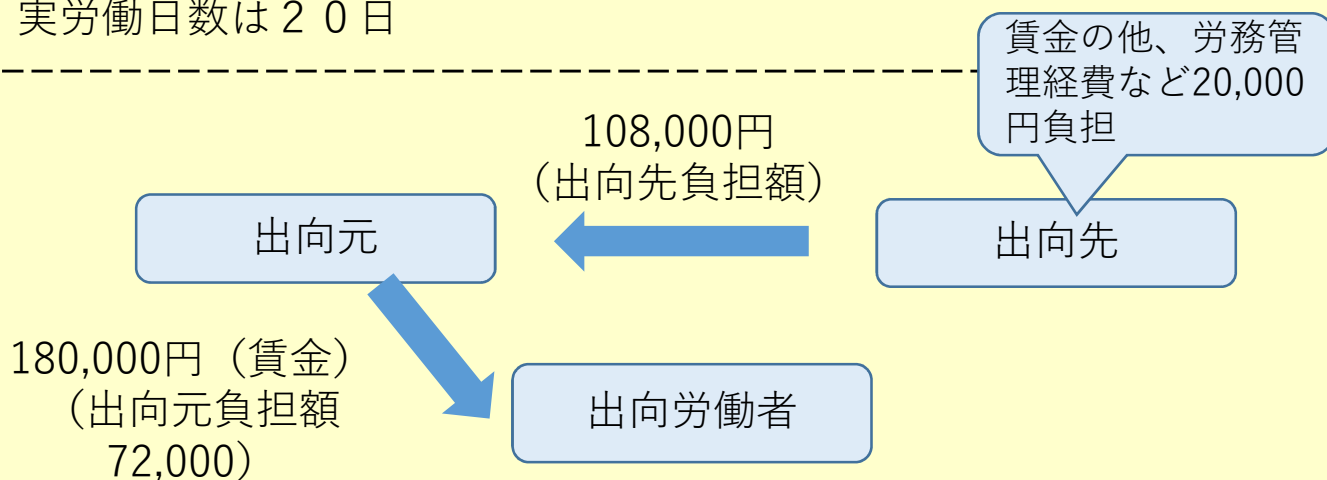
一人当たり最大1年間（1ヶ月以上2年以内の出向が対象）

4 助成額のイメージ (解雇等を行っていない中小企業の場合)

例えば、次の条件の場合、以下のような助成額になります。

○設定条件

- ・ 出向期間中の賃金 180,000円/月(出向前賃金と同額、諸手当なし)
(うち出向元負担(4割)72,000円 出向先負担(6割)108,000円)
- ・ 賃金を除く出向運営経費 20,000円
- ・ 賃金は出向元から労働者へ一括で支給。
(別冊「産業雇用安定助成金ガイドブック (P28)」の「C型」)
- ・ 実労働日数は20日



○助成額

① 出向運営経費 (賃金・教育訓練及び労務管理に関する調整経費など)

出向元72,000円 (賃金)		出向先128,000円 (賃金・労務管理経費など)	
助成額 (9割) 64,800円	実質負担 (1割)	助成額 (9割) 115,200円	実質負担 (1割)

助成額計 (出向先 (64,800円) + 出向元 (115,200円) = 180,000円)

(補足) 本事例の上限額は240,000円/月
12,000円/日 × 実労働日数 (20日) = 240,000円

② 出向初期経費 (就業規則・備品の整備など、出向の成立に要した経費)

経費を要した場合、**出向元・出向先それぞれに対して、10万円/人**

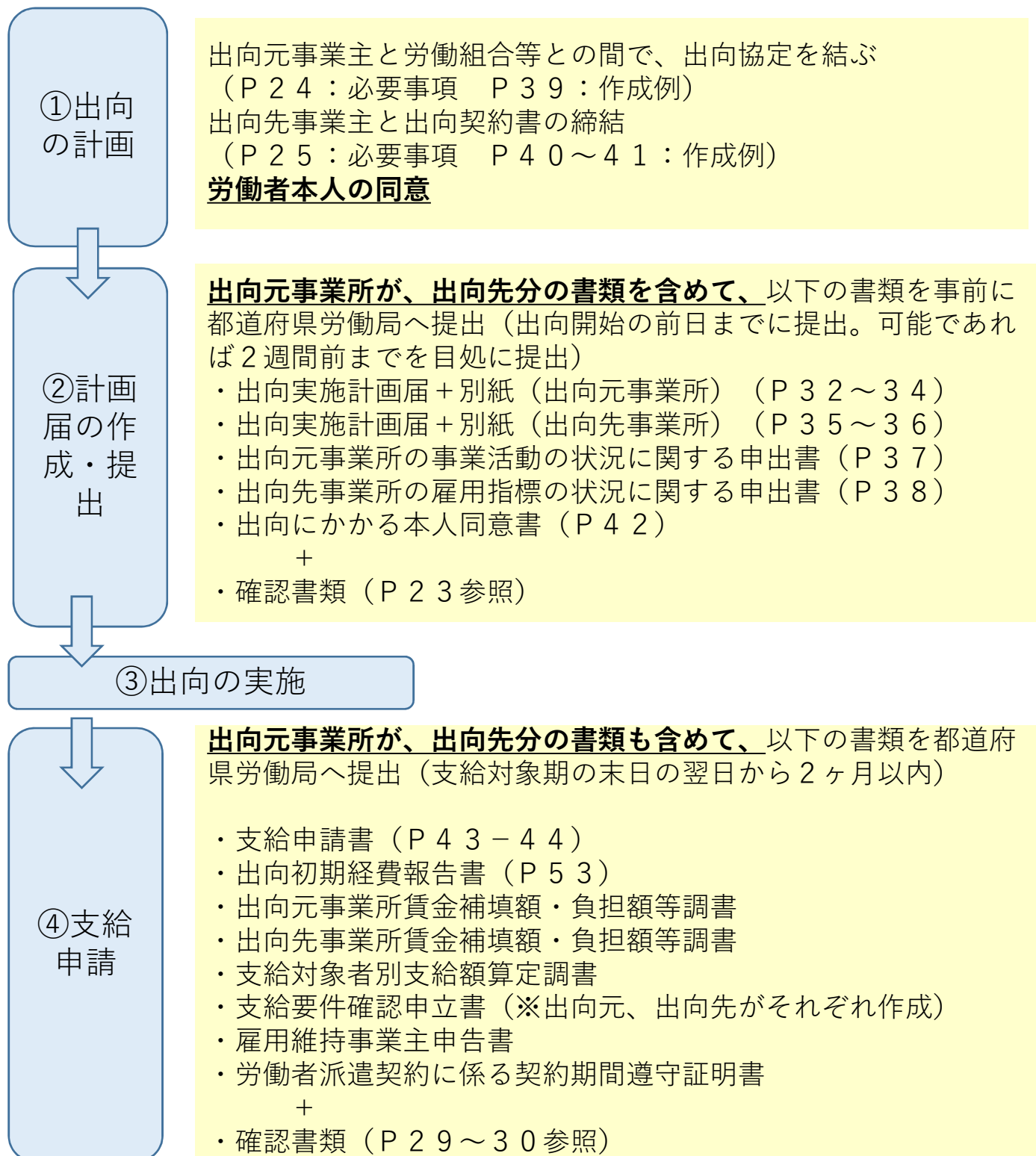
支給額はあくまで例であり、最終的な決定額は個々の事例によって異なります。

5 助成金支給までの流れ

次ページのURLより「産業雇用安定助成金ガイドブック」を入手した上で、以下を参考に申請を行ってください。

(※下記のページ数はガイドブックのページです)

助成金の申請に関する相談について大分労働局助成金センター（連絡先次ページ）へ相談してください。



6 制度の詳細について

産業雇用安定助成金について（厚労省HP）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000082805_00008.html

上記の厚労省HPにおいて、助成金を活用するための基本的事項に関する動画による解説も行っております。

産業雇用安定助成金ガイドブック

<https://www.mhlw.go.jp/content/000734455.pdf>

7 お問い合わせ先について

○出向に関するご相談

公益財団法人産業雇用安定センター 大分事務所
〒870-0021 大分市府内町3-4-20 大分恒和ビル7階
TEL：097-538-0512 FAX：097-540-5420
URL：http://www.sangyokoyo.or.jp/

○助成金の内容・申請に関するご相談

大分労働局助成金センター
〒870-0037 大分市東春日町17-20
大分第2ソフィアプラザビル4階
TEL：097-535-2100

雇用調整助成金、産業雇用安定助成金、学校等休業助成金・支援金
コールセンター
TEL：0120-60-3999
（受付時間 9:00-21:00（土日・祝日含む））